



## 令和5年度の狩猟解禁日に安全パトロールを実施します

狩猟が解禁される初日(11月15日(水))は、「狩猟者へのマナー等の指導」並びに「地域住民への狩猟解禁の周知」を図ることを目的に狩猟安全パトロールを実施します。

### 1 狩猟安全パトロールについて

- (1) 実施日時 令和5年11月15日(水) 午前6時00分から12時00分まで
- (2) 実施機関等 北アルプス地域振興局、大町警察署、松川村役場、大北地区猟友会、鳥獣保護管理員
- (3) 実施内容

実施機関が3班体制を組み、狩猟者の入込が予想される場所及び鳥獣保護区等のパトロールを実施します。(別紙「令和5年度 狩猟安全パトロール経路」のとおり)

時間	内容
午前5:50	集合場所 1班 … 大町警察署 2班 … 池田町交番 3班 … 白馬村交番(小谷駐在所、北小谷駐在所)
午前6:00 ~12:00	パトロール区域 1班 … 大町市一円 2班 … 池田町、松川村一円 3班 … 白馬村、小谷村一円

- 2 狩猟期間 令和5年11月15日から令和6年2月15日まで  
(イノシシ・ニホンジカのわな猟に限り令和6年3月15日まで延長)

確かな暮らしを守り、  
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0  
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 長野県北アルプス地域振興局  
林務課 林務係 西澤、福澤

電話 0261-23-6519(直通)

FAX 0261-23-6565

E-mail kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp